

第2節 海外発生期における対策

1 行動目標

市行動計画における海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの、国内で発生していない段階とする。

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点となるが、運用上は、国及び県からの第一報が寄せられた時点で、市の対策は海外発生期に移行するものとする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

2 行動内容

1 実施体制

Act 18 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。

2 情報収集及び情報提供・共有

Act 19 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

Act 20 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

Act 21 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

Act 22 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

3 予防・まん延防止

- Act 23 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。
- Act 24 国の方針に基づき特定接種を進める。
- Act 25 住民接種開始に向けた準備を進める。
- Act 26 予防接種に関する理解促進を図る。
- Act 27 医療体制の整備に協力する。

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- Act 28 事業継続に向けた準備を進める。
- Act 29 要援護者対策を進める。
- Act 30 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を進める。

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act 18 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。

- 市は、WHOや国の情報により、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが濃厚な場合は、その後の対応を協議するとともに、海外発生期対策の準備に着手する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

Act 19 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

【情報提供と共有】

Act 20 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

- 市は、市民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 市は、県、関係機関、隣接自治体等相互で、各主体の対策等に関する情報を共有する。

Act 21 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 市は、市民等に対して、海外における新型インフルエンザ等の発生状況、市の対策、国内・県内・市内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- 市は、国や県が実施する各種サーベイランスにより得られた情報を、市民等にわかりやすく周知する。

【相談体制】

Act 22 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

- 市は、国・県からの要請に基づいて、市民からの疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容の問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を市健康政策課内に設置する。

政府ガイドラインから抜粋

- 市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- 市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来等に関する情報をその地域に提供する。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

Act 23 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- 市は、未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染対策の普及を図り、実践するよう促す。

【特定接種】

Act 24 国の方針に基づき特定接種を進める。

- 市は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に特定接種を行う。
- 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- 市は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うよう求めることができる。

【住民接種】

Act 25 住民接種開始に向けた準備を進める。

- 市は、国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、県や医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

Act 26 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

【医療体制整備への協力】

Act 27 医療体制の整備に協力する。

- 市は、県の医療体制の整備に協力する。

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

Act 28 事業継続に向けた準備を進める。

- 市は、県の要請を受け、今後の流行状況を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応する。

【要援護者対策】

Act 29 要援護者対策を進める。

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力者と、発生後速やかに必要な支援が行える準備を進める。

【火葬体制】

Act 30 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を進める。

- 市は、まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を進める。

政府ガイドラインから抜粋

- 市は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。
- 市は、都道府県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。